

ドメイン名を中心としたインターネットポリシーレポート 2012 年 10 月号

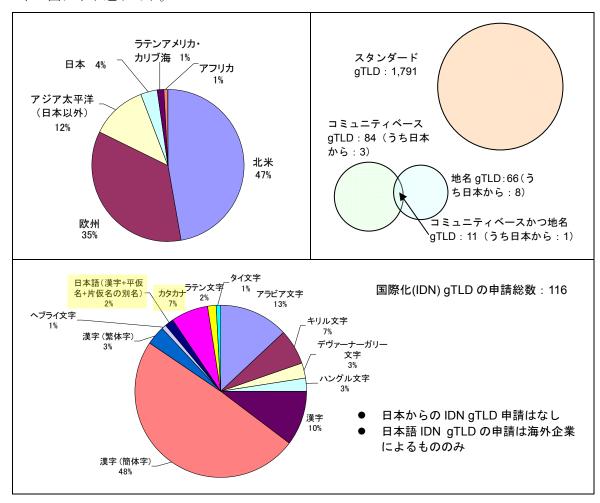
新gTLD申請の最新状況について

ICANN による分野別トップレベルドメイン(gTLD)、いわゆる新 gTLD の募集が 2012 年 1 月から4月まで行われました。本稿では、「申請されたgTLDの文字列(以下申請文字列)」、 「申請組織の公開」、「意見募集と異議申し立て」、「申請処理」、「商標保護」などの話題の 要点をお伝えします。

1. 申請文字列および申請内容を公開

ICANNによる申請文字列および組織名をはじめとする申請内容の公開は 2012 年 4 月 30 日 が想定されていましたが、申請システムに不具合があったため、申請の締め切りと申請者 および申請文字列に関する情報公開が当初の予定より遅れ、6月13日(現地時間)に公開 されました。公開と同時に申請文字列に対する意見募集および異議申し立て期間が開始し ています。

公開されたのは、申請文字列および申請者、ならびに申請者が申請書に記載した内容のう ち、公開対象項目に該当するものです。ICANN が公表した申請総数は 1,930 で、内訳は以 下の図に示す通りです。



社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 4F

http://www.nic.ad.jp/

Copyright © Japan Network Information Center

1,930の申請のうち、複数組織によって申請されている文字列は230件でした。うち上位のものは次の通りです。

申請文字列	申請組織数
APP	13
HOME	11
INC	11
ART	10
BLOG	9
BOOK	9
LLC	9
SHOP	9

実際にどのような申請がなされたかについては、次のウェブページをご覧ください。

New gTLD Current Application Status (新gTLDの現在の申請状況) http://gtldresult.icann.org/application-result/applicationstatus

2. 意見募集

意見募集とは、申請された文字列に対して一般からの意見を受け付けるプロセスとして設けられたもので、オンラインで送付・公開されます。

意見募集は 6 月 13 日に開始され、当初の期限は 8 月 13 日まででしたが、延長され期限は 9 月 26 日となりました。意見募集期間内に送付された意見は、新 gTLD 申請評価委員会に送付され、申請評価の一環として評価検討の対象になります。10 月 5 日時点で、11,863 件の意見が寄せられています。

ICANNの意見募集ページ:

https://gtldcomment.icann.org/comments-feedback/applicationcomment/login

3. 異議申し立て

異議申し立てとは、第三者から新 gTLD 申請に対する異議を申し立てることです。

異議申し立ては、新 gTLD に関する紛争解決プロセスを正式に開始するトリガーとなるものです。紛争解決プロセスとは、異議申し立てに対して ICANN から独立した専門家が裁定を下すものです。異議申し立てには大きく分けて次の 4 種類があります。

- 文字列の混同による申し立て(String Confusion Objection)
- 法的権利に基づく申し立て(Legal Rights Objection)
- 公序良俗に関する申し立て(Limited Public Interest Objection)
- コミュニティからの申し立て(Community Objection)

異議申し立てを受け付ける期間は6月13日より2013年1月上旬までの約7ヶ月間1となっ

¹ ICANN のサイトでは暫定的なスケジュールとして 2013 年 1 月 13 日までと書かれています。

http://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-17aug12-en



ています。意見募集フォーラムに異議コメントとして送付したとしても、正式な異議申し 立てとはみなされません。正式な異議申し立ては直接、紛争解決プロバイダーへ連絡する 必要がありますのでご注意ください。異議申し立ての種類と紛争解決プロバイダーの一覧 は、次の表の通りです。

異議申し立ての種類	紛争解決プロバイダー
a. 文字列の混同による申し立て	The International Centre for Dispute
(String Confusion Objection)	Resolution (ICDR) ²
b. 法的権利に基づく申し立て	World Intellectual Property Organization
(Legal Rights Objection)	(WIPO) ³
c. 公序良俗に関する申し立て	The International Center of Expertise of the
(Limited Public Interest Objection)	International Chamber of Commerce (ICC) 4
d. コミュニティからの申し立て	The International Center of Expertise of the
(Community Objection)	<u>International Chamber of Commerce</u> (ICC)

3.1 料金および規則

各紛争解決プロバイダーが定める、異議申し立てにかかる料金についての概要は、次の表 の通りです。なお、実際に異議申し立てをなさる際には、必ず記載リンクにて原文書をご 確認ください。

また、各プロバイダーにより異議申立規則が定められていますので、申し立て時には当該 リンクもご確認ください。

a. 文字列の混同による申し立て(ICDR)

申請手数料(すべての申し立てに対し申請時に課金)	2,750 USD
パネル費用(全申し立て、異議申し立て者毎)	6,000 USD
事件取扱手数料 (ヒアリング実施時のみ課金)	1,250 USD
パネル費用(ヒアリング実施時のみ課金)	3,000 USD

料金表原本: http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/icdr-fees-25may12-en.pdf

規則: http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/icdr-rules-10jan12-en.pdf

b. 法的権利に基づく申し立て(WIPO)

	1名パネル	3名パネル
申請手数料(すべての申し立てにおいて、申請時に課金)	2,000 USD	3,000 USD
パネル費用	8,000 USD	20,000 USD
	(1, 2)	(1, 2)

1. 一つの申請に対し、複数の異議申し立てを行う場合は、申し立てごとに 40%割引

同じ申し立て者が複数の申請に対して異議申し立てを行う場合は申し立て毎に20%割引

料金表原本: http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/wipo-fees-11jan12-en.pdf

規則: http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/wipo-rules-11jan12-en.pdf

WIPO とは: http://www.nic.ad.jp/ja/basics/terms/wipo.html

4 日本語名称は国際商業会議所。

http://www.iccjapan.org/icc/gaiyou.htm

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 4F

http://www.nic.ad.jp/

Copyright © Japan Network Information Center

²米国仲裁協会(American Arbitration Association)傘下の組織。

³日本語での名称は世界知的所有権機関。



c. 公序良俗に関する申し立て(ICC)

申請料		5,000 EUR
管理費用	1名パネル	3名パネル
	12,000 EUR	17,000 EUR
専門家費用・経費	1 時間当たり 450 EUR	

料金表原本:

http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution/icc-expertise-r ules-appx-iii-12jun12-en.pdf

規則:

http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution/icc-practice-no te-case-admin-12jun12-en.pdf

d. コミュニティからの申し立て(ICC)

申請料		5,000 EUR
管理費用	1名パネル	3名パネル
	12,000 EUR	17,000 EUR
専門家費用・経費	1 時間当たり 450 EUR	

http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution/icc-expertise-r ules-appx-iii-12jun12-en.pdf

参考:ICANNによる異議申し立て解説ページ:

http://newgtlds.icann.org/en/program-status/objection-dispute-resolution

4. 申請処理の進め方

ICANNでは、申請が多数となることを予想したこと、またルートゾーンのスケーリングも 考慮し、ルートゾーンへのTLDの追加は年間 1,000 件までにとどめる必要があること、の 2点から、申請を約500件単位に分割して順番に処理する、「申請バッチ分け(Batching)」 を行うとしていました。バッチ分けには、申請者があらかじめ設定した時刻になった際に、 設定時刻になるべく近いタイミングでオンライン画面上で申請者にクリックさせ、設定時 刻とクリック時刻の差によりグループ分けを行うDigital ArcheryまたはSecondary Timestampと呼ばれる方式5が一旦採用されましたが、一時停止された後、6 月 27 日の理 事会新gTLDプログラム委員会で中止が決議されました。

Digital Archeryが中止されバッチ分けを行う手段が断たれたため、ICANNはバッチ分けが できなくなり 1 つのバッチで処理を行うこととしました。しかし、DNSの技術的な制約か ら年間にDNSに追加できるTLDは約 1,000 件までとなっているため、ICANNは今後の新 gTLD申請処理方法についての意見募集を8月19日まで行いました6。意見募集の結果を踏 まえた上で、申請評価時に各申請に対し順序付けを行うか、申請評価が終了し、DNSの委 任直前に順序付けを行うかのどちらかが必要になるとして、ICANNでは事務局が解決策を

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 4F

http://www.nic.ad.jp/

⁵ これは、ICANN の本拠地がある米国カリフォルニア州では、ランダムに選定することが 抽選について規定した州法に触れるためと言われています。

⁶ http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-29jul12-en.htm



提案し、理事会およびコミュニティへの相談を経て2012年12月には解決策を実施したい としています7。

5. 商標保護策

5.1 Trademark Clearinghouse

新 gTLD 配下のドメイン名登録における商標保護策の一つの柱である Trademark Clearinghouse(TMCH)は、文字商標の権利保有者が当該文字列を登録することができる仕 組みで、以下のサービスで利用されることになっています。

- 優先登録(Sunrise process): TMCH に登録されている文字列の権利保有者が、そ れぞれの gTLD の一般向け登録より前に優先的にドメイン名を登録できるサービ ス
- Trademark Claims サービス: (新 gTLD へのドメイン名登録開始後) 申請された ドメイン名が TMCH に登録されている文字列と一致する場合に、ドメイン名申請 者と TMCH への文字列登録者の両方に通知されるサービス

TMCHに1度登録すれば、すべての新gTLDの申請において参照されることになります。6 月1日にICANNから、このTMCHを提供する事業者選定結果が発表8され、Deloitteおよび IBMが提供事業者となりました。前者が認証サービスを提供し、後者がデータベース管理 サービスを提供することになります。サービス提供についての正確なスケジュールは執筆 時点では不明です。

5.2 Uniform Rapid Suspension (URS)

URSとは、TLDの委任開始後の商標保護手段として、商標権を侵害するドメイン名に対し て、UDRP (統一ドメイン名紛争処理方針: Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)よりも迅速にドメイン名を差し止める手段です。新gTLDに対しては、現行UDRPと ともに義務化されます。URSはUDRPと似た仕組みではあるものの、相違点もあり、中で も特筆すべきものは次の通りです。(括弧内は申請者ガイドブック中のURSについて定めた 文書9に記載の番号)

- a. 申立書の送付は、UDRPでは紛争処理機関と登録者に対して行うが、URSでは紛争処 理機関にのみ送付する。(1.1節)
- b. 手続きが開始されると、当該ドメイン名は、UDRPではレジストラデータベース上で変 更禁止となるのに対して、URSではレジストリデータベース上で変更禁止となる。(4.1 飾)
- c. URS では、変更禁止措置が取られたとの通知をレジストリから受けた後に、紛争処理 機関は登録者への通知を行う。これに対し、UDRPでは変更禁止措置を待たずに、紛争 処理期間が登録者へ通知する。(4.2 節)
- d. UDRP と違い、「移転」、「取消」の裁定は出ない。申し立て側優位の場合でも、ドメイ ン名の一定期間の凍結のみ。(10.2節)

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 4F

http://www.nic.ad.jp/

⁷ http://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-17aug12-en

⁸ http://www.icann.org/en/news/announcements/announcement-3-01jun12-en.htm

⁹ http://newgtlds.icann.org/en/applicants/agb/urs-04jun12-en.pdf

日本語による解説 http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/drp/20110722/shiryou3.html



e. URS では、紛争処理機関に不服の申し立てができるが、UDRP では不服申し立てはできない。(12節)

UDRPでは、「登録者が申し立てを知ってから、レジストラデータベースが変更禁止となるまでの間にレジストラを変更して手続きを逃れる手("Cyber flight"と呼ばれる)」がありますが、前述の a,b,c の要件があるため、URSではそうした抜け道を使うことは不可能となっています。一方、要件 d.の通り、URSでの申立者に対する救済措置は弱く、いわゆる「仮処分」的なものになっています。

現在、これまでに行われてきたICANNによる実装作業の結果、URSが目標としている申立費用(USD 300~500)を実現できないことが判明しており、申立費用を低廉に抑えつつどのようにURSを実現するかがICANNにとっての課題にもなっています 10 。

6. 今後のスケジュール

以下はICANNが示している 11 新 g TLD導入までのスケジュールです。(変更されることがあります。)

10月14日~19日: ICANNトロント会議(課題についての公開セッション実施)

10月~11月: ICANNの政府諮問委員会(GAC)によるGAC早期警告12実施予定

12月: 申請の順序付け解決策の実施

2013年1月: 異議申し立て期間が終了

4月7日~12日: ICANN 北京会議

4月: GAC による公共政策の観点からの、特定の申請に対する助言が

ICANN へ送付

5月: 初期評価が完了

6月: 初期評価結果の公開

8月: 最初の DNS の委任実施プロセス開始

7. 終わりに

申請システムの障害などがあったものの、新 gTLD の申請受付自体は終了し、申請処理段階に移りました。しかし、2,000件近い申請に対して、審査プロセスは複雑かつ多岐にわたるため、今後も実際に今回のプロセスによって新 gTLD が選ばれるところまでこぎつけるには、試行錯誤が続くものと思われます。

 $^{^{10}\} http://prague44.icann.org/meetings/prague2012/presentation-urs-27jun12-en.pdf http://prague44.icann.org/meetings/prague2012/presentation-urs-discussion-paper-27jun12-en.pdf$

¹¹ http://newgtlds.icann.org/en/announcements-and-media/announcement-17aug12-en 12各国政府による、各国法令への違反またはセンシティブな情報である等の懸念を GAC および ICANN 経由で申請者に伝えるしくみ。